

鳥取県薬局機能情報提供制度に係る定期報告について

令和元年12月
鳥取県医療・保険課

薬機法第8条の2の規定に基づく薬局機能情報の報告等については、「鳥取県薬局機能情報提供制度実施要領」（以下「要領」という。）に基づき行っていただき、「とっとり医療情報ネット」ホームページ上で公表しています。

平成29年10月6日の薬機法施行規則の改正により報告事項が追加等（適用の経過措置：令和元年12月31日まで）されたことに伴い、本県においても、「とっとり医療情報ネット」のシステム改修を行うとともに、要領を別添のとおり一部改正しました。（要領の下線部が追加・変更部分）

については、定期報告（令和元年12月31日時点）にあたり、以下のとおり、追加事項等を含めて報告をお願いします。

1 定期報告（令和元年12月31日時点）の方法（追加事項等を含む）

- （1）「とっとり医療情報ネット」に追加事項等を入力・登録する。
- （2）要領の様式第1号（薬局機能情報届）に、必要事項及び追加事項以外の変更事項を記載する。
（“変更する項目及び内容”欄に記載が難しい場合は、任意の別紙への記載可）
- （3）（2）に、次の①又は②のいずれかの書面を添付する。
 - ①「とっとり医療情報ネット」（追加事項の入力・登録後）の画面（「業務内容・提供サービス」のページ（項目番号21～24）及び「実績・結果」のページ（項目番号25～33））を印刷した書面。
 - ② 要領の様式第2号を用いて、項目番号22（健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数）以降の項目を記入した書面（従来どおりの項目については省略可）

※追加事項等の入力・記載にあたっては、要領の様式第2号に記載している解説や「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」（H19.3.26 付薬食総発第0326001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知、H29.10.6 付薬生総発1006第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知により改正。）をご確認ください。

※「とっとり医療情報ネット」への入力・登録が困難な薬局におかれては、要領の様式第1号（薬局機能情報届）の“とっとり医療情報ネット修正”欄について“未修正”をチェックの上、上記の（2）及び（3）の②により報告してください。

2 報告期限及び提出先

- （1）報告期限 令和2年1月31日（金）
- （2）提出物 様式第1号（薬局機能情報届）及び追加報告事項に係る書面（上記1参照）
- （3）提出先

東部地区	中部地区	西部地区
鳥取市保健所 健康支援課 〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館2階 電話：0857-22-5691	中部総合事務所福祉保健局 健康支援課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話：0858-23-3144	西部総合事務所福祉保健局 健康支援課 〒683-0802 米子市東福原1-1-45 電話：0859-31-9316

報告方法等の解説や「とっとり医療情報ネット」のホームページは次のとおりです。

- 鳥取県ホームページ>薬局機能情報提供制度（実施要領や報告様式）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/68983.htm>

- 「とっとり医療情報ネット」ホームページ

<http://medinfo.pref.tottori.lg.jp/>

<問合せ先>

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課 薬事担当 電話：0857-26-7226、7203